

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業情報の公開

労働者派遣法 第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業の状況を以下の通り公開致します。

派遣事業許可番号 : 派 28-020033
派遣事業所名称 : パスコ株式会社
派遣事業所所在地 : 神戸市灘区岩屋中町1丁目2番9号
優良派遣事業者認定番号 : 1816017

派遣労働者の数	79名 (2023年6月1日時点)				
派遣先企業数	29社 (2023年6月1日時点)				
派遣料金の平均額	21,518円/日 (2022年度実績、1日8時間換算)				
派遣社員の賃金の平均額	12,519円/日 (2022年度実績、1日8時間換算)				
マージン率	41%				
雇用安定措置実績	9名の雇用安定措置実施 (2022年度実績)				
キャリアコンサルティング	相談窓口 : 078-882-3270				
教育訓練に関する事項	種類	対象者	実施	方法	負担等
	入職時研修	新規採用者	当社	Off-JT	有給、無償
	職能別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	当社/派遣先	OJT/Off-JT	有給、無償
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する件	安全衛生、コンプライアンス、情報セキュリティ・個人情報保護、職能向上研修等				
	・労使協定を締結の有無				:有
	・労使協定の対象派遣労働者の範囲				:原則全ての派遣労働者
	・労使協定有効期間の終期				:2025年3月31日

$$\text{※マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

優良派遣事業者 行動指針

弊社は、優良派遣事業者として、下記行動指針に基づき事業運営しています。

- ①労働者と企業を結びつける人材派遣事業の社会的役割を自覚し、派遣社員の個人情報と派遣先企業に関する情報の保護に十分留意しつつ、民間事業としての特性を活かし労働市場の需給調整に貢献します。
- ②派遣社員の人格、個性を尊重し、安心・安全で働きやすい環境を確保するとともに、キャリア形成を支援します。
- ③事業に関する情報の開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを行い、透明性の高い事業運営を行います。
- ④人材派遣事業の運営に携わるすべての社員が法令遵守を徹底し、派遣に関する法令・契約を遵守しない派遣先企業には厳正な態度で臨みます。

派遣社員の権利・義務等、関連情報リンク

■派遣社員として働くときに知っておくべきこと(労働者派遣制度、権利、義務)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000102913.pdf>

■安心して働くための「無期転換ルール」とは

<http://muki.mhlw.go.jp/policy/leaflet.pdf>

■育児・介護休業法のあらまし

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000355354.pdf>

■派遣先の皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000196406.pdf>

■公的労働相談窓口

○兵庫労働局/総合労働相談コーナー

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_sodancorner.html

○法務省/みんなの人権

http://www.moi.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

○連合/なんでも労働相談ダイヤル

<https://www.ituc-rengo.or.jp/soudan/>

○全国社会保険労務士会連合会/職場のトラブル相談ダイヤル

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/adr/tabid/581/Default.aspx>

○一般社団法人 日本産業カウンセラー協会/働く人の悩みホットライン

<http://www.counselor.or.jp/consultation/tabid/298/Default.aspx>